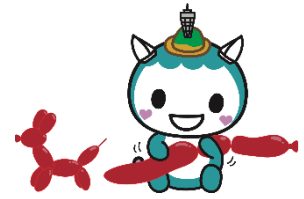


# 一時預かり事業の利用における 給付認定手続きのご案内



一時預かり事業の利用にあたり、幼児教育・保育の無償化に係る給付を受ける場合は、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子では、必要な手続き等を記載していますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

※ 藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆			
1 幼児教育・保育の無償化について		2 手続きの流れについて .....	P.2
(1) 対象者 .....	P.1	3 認定申請について	P.3
(2) 対象施設・事業等 .....	P.1	(1) 保育の必要性の認定 .....	P.3
(3) 対象経費 .....	P.2	(2) 申請に必要な書類 .....	P.4

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 対象者

私設保育施設（認可外保育施設）等を利用する次の児童で、保護者の就労等の状況により、保育の必要性が認められる場合（3ページ参照）に、無償化の対象となります。

- 3歳から5歳のすべての児童（4月1日時点の年齢）
- 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童（4月1日時点の年齢）

### (2) 対象施設・事業等（私設保育施設等）

施設の所在市区町村において、無償化の対象であると確認された一時預かり事業が対象です。また、同様に確認された次の施設・事業等との併用も可能ですが、認可保育施設や認定こども園を利用している場合は、次の施設・事業等の利用は無償化の対象外となります。

- 一時預かり事業
- 私設保育施設（藤沢型認定保育施設、幼児教育施設、認可外の事業所内保育施設、その他届出保育施設、ベビーシッター等）
  - ※ 無償化の対象となる私設保育施設は、都道府県等に施設の設置届を行い、国の指導監督基準を満たしていること証明された施設です。
- 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）
- ファミリー・サポート・センター事業

### (3) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	経 費	上 限 額 等
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本保育料 (4時間以内の利用) 1,200円 (4時間超の利用) 2,400円</li> </ul>	月額 37,000円 (0歳から2歳の住民税非課税世帯は、 月額 42,000円)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食費 (220円)</li> <li>〈併用する他の施設・事業等の場合〉</li> <li>教材費、行事に係る費用 など</li> </ul>	実 費

## 2 手続きの流れについて

### 認定申請 [P.3~4]

- 申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、藤沢市保育課にご提出ください。  
※申請書類は、市ホームページからダウンロードが可能です。
- 給付認定の申請は、**対象施設・事業等の利用開始までに申請をしてください。2025年(令和7年)4月からの認定を希望する場合は、3月末日までに**申請書類をご提出ください。
- 認定は、**原則、遡って申請することはできません。**  
(対象施設・事業等の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請を受け付けた日以降の認定となります。)
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。
- 認定申請中に住所が変更となった場合は、藤沢市保育課(Tel.0466-50-8226)までご連絡ください。

### 認定通知書の交付

- 藤沢市から給付認定(又は不認定)通知書を郵送します。
- 通知書は、原則として、申請受理日から1か月以内に郵送します。ただし、2025年(令和7年)4月からの認定を希望する場合で、3月末日までに申請書類を提出した場合は、5月中旬頃に通知する予定です。

### (施設等への提出)

- 一時預かり事業の利用にあたり、必要に応じて給付認定通知書を施設に提示してください。

### 給付費の支給

- 給付費は、利用施設・事業等に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各幼稚園や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月(基本)	申請時期	給付時期
第1期	4~6月	7月	9月
第2期	7~9月	10月	12月
第3期	10~12月	1月	3月
第4期	1~3月	4月	6月

### 3 認定申請について

#### (1) 保育の必要性の認定

保護者が次の表のいずれかに該当する場合は、「保育の必要性」が認められる場合に該当し、対象施設・事業等の利用が無償化の対象となります。

ただし、藤沢市の審査の結果、保育の必要性が認められない場合は認定できませんので、ご注意ください。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労により、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間* <sup>1</sup>
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)* <sup>2</sup>
⑧ 就学	高等学校・大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中* <sup>3</sup>	すでに対象施設・事業等を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

\*1 出産日により認定期間が変更する場合があります。

\*2 2ヵ月以内に就労を証明する書類の提出がない場合には、1号認定となります。また、連続して求職活動による認定を受けることはできません。

\*3 育児休業による認定は、すでに対象施設・事業等を利用している児童に弟妹が生まれ、就労要件から育児休業へ要件の変更の場合に限ります。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > 健康・福祉・子育て > 子育て  
> 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について  
[http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho\\_mushouka.html](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html)



## (2) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、藤沢市保育課へ郵送又は窓口提出してください。なお、必要に応じてコピー等をとって保管するようにしてください。

### □ 給付認定申請書（必ず両面を記入）

※ひとり親世帯の場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出してください。

離婚日または死亡日が記載されているもの（発行から1ヵ月以内のもの）

\* 保護者の状況に応じて次の書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
①就労 【会社勤めの方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況説明書 ※対象者のみ (会社役員の場合) <input type="checkbox"/> 会社役員を証明する書類	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・会社役員を証明する書類とは、次の書類です。 ・商業登記簿謄本 ・源泉徴収票(役員報酬、役職の記載があるもの)
①就労 【自営業等の方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況説明書 <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書(第一表)又は 源泉徴収票 の写し又は控え	・市の所定用紙に必要な事項を記入してください。 ・直近で事業(又は従事)を開始した場合は開業届や 営業許可証等の写しが、専従者や家族従業者等で 本人が確定申告をしていない場合は、その事業に携 わっていることがわかる書類等が必要です。
②妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー	・表紙と出産予定日が確認できるページを提出してください。
③保護者の疾病	<input type="checkbox"/> 医師の診断書	・市の所定用紙に医療機関で証明を受けてください。
④保護者の障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等のコピー	・等級により必要な書類が異なる場合があります。
⑤親族等の介護 又は看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)状況申告書 <input type="checkbox"/> 介護等の必要性がわかる 書類	・市の所定用紙に必要な事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書 等を提出してください。
⑥災害復旧に従事	<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事しているこ とがわかる書類	・震災、風水害、火災、その他の災害復旧に従事して いることがわかる書類を提出してください。
⑦求職活動	(特になし)	・認定後2ヵ月以内に①に該当する就労に就き、証明 する書類を提出してください。
⑧就学	<input type="checkbox"/> 学生証等のコピー <input type="checkbox"/> カリキュラム表等	・学生証等は在籍証明書でもかまいません。 ・カリキュラム表等は、日中保育ができない期間・日数 が確認できる書類を提出してください。
⑨対象園児のきょう だいの育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書	・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※ 市の所定用紙については、市ホームページからダウンロードしていただくか、藤沢市保育課  
(Tel.0466-50-8226) までご連絡ください。

❗ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童(4月1日時点の年齢)で、2024年(令和6年)又は、  
2025(令和7年)1月1日に市外に住民票があった場合は、次の書類の提出が必要です。

個人番号確認票

個人番号確認票に記載の添付書類

海外収入証明書等(海外在住の場合) ※詳細は市保育課までご連絡ください。

藤沢市 子ども青少年部 保育課	
申請書類の提出先	(郵 送) 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 (窓 口) 藤沢市役所本庁舎3階
無償化に関する お問い合わせ	(電 話) 0466-50-8226 (E-mail) fj2-hoiku@city.fujisawa.lg.jp